

- 認定年月日 平成30年4月1日
- 認定の有効期限 平成33年3月31日
- 2 名 称 はくほう会 セントラル病院
- 所在地 尼崎市東園田町4丁目23番地の1
- 認定年月日 平成30年4月1日
- 認定の有効期限 平成33年3月31日
- 3 名 称 医療法人社団 西宮回生病院
- 所在地 西宮市大浜町1番4号
- 認定年月日 平成30年3月26日
- 認定の有効期限 平成33年3月25日
- 4 名 称 医療法人社団医仁会 ふくやま病院
- 所在地 明石市硯町2丁目5番55号
- 認定年月日 平成28年11月1日
- 認定の有効期限 平成31年10月31日
- 5 名 称 医療法人社団せいわ会 たずみ病院
- 所在地 加古川市尾上町口里790番地の66
- 認定年月日 平成30年2月1日
- 認定の有効期限 平成33年1月31日
- 6 名 称 公立神崎総合病院
- 所在地 神崎郡神河町粟賀町385番地
- 認定年月日 平成30年4月1日
- 認定の有効期限 平成33年3月31日



兵庫県告示第391号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

平成30年4月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

大宮土地改良区

就任役員

役員区分

氏 名

住 所

理 事	川 端 一 司	洲本市五色町都志大宮485番地
同	田 中 一 矢	同 市五色町都志大宮110番地の1
同	溝 淵 涉	同 市五色町都志大宮173番地3
同	北 畑 夏 夫	同 市五色町都志大宮182番地の1
同	石 田 昇 三	同 市五色町都志大宮458番地
同	石 田 豊	同 市五色町都志大宮466番地の1
同	井 手 浩 二	同 市五色町都志大宮451番地
同	尾 家 好 昭	同 市五色町都志大宮208番地
同	大 山 智 弘	同 市五色町都志大宮160番地の2
同	影 平 正 晴	同 市五色町都志大宮746番地
同	源 條 やよい	同 市五色町都志大宮160番地の1
同	北 畑 博 司	同 市五色町都志大宮501番地
同	島 田 和 典	同 市五色町都志大宮518番地3
同	田 中 史 男	同 市五色町都志大宮160番地
同	富 士 秀 樹	同 市五色町都志大宮454番地
同	溝 淵 章 晃	同 市五色町都志大宮81番地
同	十 川 泰 士	同 市五色町都志大宮159番地2
同	影 平 道 治	同 市五色町都志大宮700番地3
監 事	石 田 勝 弘	同 市五色町都志大宮503番地の1

同	來 山 和 生	同 市五色町都志大宮765番地 1
高岡福田土地改良区		
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	日 野 利 之	神崎郡福崎町福田855番地
同	大 杉 武 司	同 郡同 町高岡1433番地
同	大 野 武二郎	同 郡同 町高岡1098番地
同	三 木 勝 博	同 郡同 町福田238番地 4
同	後 藤 土 彦	同 郡同 町高岡941番地 1
同	川 端 一 誠	同 郡同 町高岡1151番地
同	中 川 茂 俊	同 郡同 町高岡1268番地
同	柴 崎 佳 輝	同 郡同 町高岡1455番地
同	山 内 昇	同 郡同 町高岡1885番地 2
同	藤 後 正 和	同 郡同 町高岡1111番地15
同	福 本 幸 雄	同 郡同 町高岡294番地 1
監 事	松 岡 武 夫	同 郡同 町高岡1235番地 3
同	梶 浦 甫 親	同 郡同 町高岡1451番地
同	山 口 省 五	同 郡同 町高岡204番地 1
同	大 松 正 教	同 郡同 町福田254番地 1



兵庫県告示第392号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

平成30年4月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市日下部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	上 垣 夸	神戸市北区道場町日下部500番地
同	岸 田 三 郎	同 市同区道場町日下部1261番地の10
同	樋 口 廣 義	同 市同区道場町日下部372番地
同	樋 口 清	同 市同区道場町日下部423番地
同	樋 口 强	同 市同区道場町日下部458番地
同	吉 尾 忍	同 市同区道場町日下部98番地
同	米 田 一 彦	同 市同区道場町日下部42番地の 1
監 事	上り口 讓	同 市同区道場町日下部24番地の 1
同	米 田 敏 明	同 市同区道場町日下部25番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	上 垣 夸	神戸市北区道場町日下部500番地
同	樋 口 廣 義	同 市同区道場町日下部372番地
同	樋 口 清	同 市同区道場町日下部423番地
同	樋 口 强	同 市同区道場町日下部458番地
同	吉 尾 忍	同 市同区道場町日下部98番地
監 事	木 元 賢 三	同 市同区道場町日下部103番地
同	米 田 敏 明	同 市同区道場町日下部25番地



兵庫県告示第393号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市日下部土地改良区	平成30年2月26日



兵庫県告示第394号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
 平成30年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
姫路市
- (2) 調査を行った期間
平成25年8月から平成29年2月まで
- (3) 成果の名称
姫路市大字安富町関の一部（第8地区）・朽原の一部（第4地区）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
姫路市安富町関及び同町朽原の各一部
- (5) 認証年月日
平成30年3月26日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
西脇市
- (2) 調査を行った期間
平成26年9月から平成29年3月まで
- (3) 成果の名称
西脇市野村町の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
西脇市野村町の一部
- (5) 認証年月日
平成30年3月26日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成26年5月から平成28年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市福良乙の一部（福良乙13）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市福良乙の一部
- (5) 認証年月日
平成30年3月26日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
赤穂市
- (2) 調査を行った期間
平成24年7月から平成27年3月まで
- (3) 成果の名称
赤穂市有年牟礼の一部地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
赤穂市有年牟礼の一部

- (5) 認証年月日
平成30年3月26日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
赤穂市
- (2) 調査を行った期間
平成25年7月から平成27年3月まで
- (3) 成果の名称
赤穂市有年牟礼の一部地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
赤穂市有年牟礼の一部
- (5) 認証年月日
平成30年3月26日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
赤穂市
- (2) 調査を行った期間
平成25年7月から平成27年3月まで
- (3) 成果の名称
赤穂市北野中・砂子・浜市の一部地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
赤穂市北野中、砂子及び浜市の各一部
- (5) 認証年月日
平成30年3月26日



兵庫県告示第395号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
東芝デバイス&ストレージ株式会社姫路半導体工場
揖保郡太子町鷗300番地
工場長 相田 聡
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
東芝デバイス&ストレージ株式会社姫路半導体工場
揖保郡太子町鷗300番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1、No. 2)	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 3)			
能 力	86,000個/日・基	115,000個/日			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後7日	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	4~6	4~6	4~6	4~6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1	1	1	1
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2	4	2	4
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	1	2	1	2
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	1未満	1未満	1未満	1未満
	磷 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	鉛及びその化合物 (単位 mg/L)	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	0.055未満	0.055未満	0.055未満	0.055未満	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	1/基	1/基	1	1	

備考 既設特定施設を廃止するとともに他工程で変更を行うため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 4)	
72,000個/日	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
通常	最大
4～6	4～6
1	1
2	4
1	2
1未満	1未満
—	—
0.01未満	0.01未満
0.055未満	0.055未満
1	1

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年4月6日から同月27日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び揖保郡太子町生活福祉部生活環境課



兵庫県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年4月6日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年4月6日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 志 染 土 山 線	加古郡稲美町岡字拾七町2296番10から 同 郡同 町岡字拾七町2179番2まで	旧	7.0から 8.0まで	126.0	
		新	9.0から 20.0まで	126.0	



兵庫県告示第397号

千種川水系に係る二級河川鞍居川（金出地ダム）について、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の区域を次のとおり指定する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び西播磨県民局光都土木事務所に備え置いて、平成30年4月6日から2週間縦覧に供する。

平成30年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の区域以外の区域

（図面省略）



兵庫県告示第398号

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成30年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

取 消 番 号	取消年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29淡路位置 廃0001号	30.3.20	南あわじ市八木養宜上字南原548番1の一部、 548番6の一部、548番11の一部	5.00	34.60



兵庫県告示第399号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成30年4月6日

北播磨県民局長 濱 西 喜 生

- 1 重要調整池の所在地
加東市上中字片山689番地1外
- 2 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
北はりま消防組合	加東市下滝野1269—2	安 田 正 義

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所 在 地	面 積 (㎡)	地 目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
ア	赤穂郡上郡町井上字中道181番6	519.35	宅地	12,776	1,278
イ	宍粟市山崎町門前字大道南83番3	261.52	宅地	6,502	651

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴

力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

3 入札参加申込み

(1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 申込手続

一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。
なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

(3) 受付期間

平成30年4月6日（金）から同月23日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成30年4月6日（金）にあつては午後1時からとする。

郵送等の場合は、平成30年4月23日（月）消印有効とする。

4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

電話（078）341-7711 内線2550・2551

5 入札期間、場所及び開札日時

(1) 入札期間

平成30年5月10日（木）午後1時から同月17日（木）午後1時まで

(2) 入札場所

公有財産売却システム上

(3) 開札日時

平成30年5月17日（木）午後1時経過後直ちに行う。

6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。

なお、この登録は1回に限り行うことができる。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時まで登録していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

電話（078）341-7711 内線2550・2551

私立幼稚園の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定により、次のとおり幼保連携型認定こども園への移行に伴う私立幼稚園の廃止を平成30年3月26日に認可した。

平成30年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	位 置	設 置 者	廃止年月日
北須磨幼稚園	神戸市須磨区友が丘三丁目107番地	学校法人北須磨保育センター	平成30年3月31日
茅渟の浦幼稚園	同 市東灘区区鴨子ヶ原三丁目17番27号	学校法人茅渟の浦学園	同
渦ヶ森幼稚園	同 市同 区渦森台一丁目8番1号	学校法人茅渟の浦学園	同
西神戸YMCA幼稚園	同 市西区井吹台西町四丁目5番	学校法人神戸YMCA学園	同
桑の木幼稚園	同 市同区竹の台二丁目10番1号	学校法人入江学園	同
東播幼稚園	加古川市東神吉町出河原551番地	学校法人東播学院	同

私立専修学校の設置認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条の規定により、次のとおり私立専修学校の設置を平成30年3月26日に認可した。

平成30年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	位 置	設 置 者	課 程	総定員	設置年月日
姫路医療専門学校	姫路市駅前町27番2	学校法人神戸滋慶学園	医療専門課程	440人	平成30年4月1日

私立各種学校の設置認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条において準用する同法第4条の規定により、次のとおり私立各種学校の設置を平成30年3月26日に認可した。

平成30年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	位 置	設 置 者	総定員	設置年月日
河合塾神戸三宮校	神戸市中央区琴ノ緒町五丁目7番1号	学校法人河合塾	550人	平成30年4月1日

私立各種学校の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条において準用する同法第4条の規定により、次のとおり私立各種

学校の廃止を平成30年 3 月26日に認可した。

平成30年 4 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	位 置	設 置 者	廃止年月日
コロンビア学院予備校	神戸市中央区中町通二丁目 2 番18号	学校法人コロンビア学院	平成30年 3 月31日
西藤珠算学院	高砂市中筋一丁目13番 6 号	西 藤 準 二	同



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 4 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西脇市野村町字横山1796番270、1796番502、1796番631の一部
同 市和田町字円遠688番117
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加東市下滝野1269番地 2
北はりま消防組合 管理者 加東市長 安 田 正 義
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年 3 月14日
兵庫県指令北播（加土）（建）第 1 -11- 2 号（28西脇）



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 4 月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市宿原字新田山1265番46
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市平田546番地の 1
永 尾 秀 明
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年 9 月13日
兵庫県指令北播（加土）（建）第 1 -12号（29三木）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第17条第 1 項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成30年 4 月 6 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

- 1 政治団体の設立の届出

(i) その他の政治団体

ア 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)	届出年月日
いちむら浩一郎を応援する会	三木谷 浩 史	吹 田 毅	宝塚市逆瀬川2-6-2	市村浩一郎、衆議院議員	平成29年3月30日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
一五会	本 田 邦 也	伊 郷 富士子	洲本市本町4丁目1番10号	平成30年2月5日
小島義次後援会	小 島 義 次	小 島 博 子	神崎郡神河町寺前140-1	平成30年2月13日
小寺よしのり後援会	曾 谷 吉 喜	衣 畑 恭 子	たつの市揖保川町袋尻104番地9	平成30年2月7日
さんだ創世の会	谷 口 民 雄	平 松 康 宏	三田市高次1丁目8-1	平成30年2月13日
清水しげる後援会	山 口 雄 治	堀 田 潤	洲本市下加茂1-8-40	平成30年2月1日
高橋ひでのりと市政を考える会	高 橋 秀 典	高 橋 ますみ	神戸市垂水区塩屋町3丁目6番29号	平成30年2月14日
多木のぶゆき後援会	多 木 信 行	多 木 信 行	加古川市別府町本町1丁目36	平成30年2月20日
兵庫まちづくり公正組合	服 部 美 治	大 川 尚 記	神戸市灘区新在家南町4丁目16番18-401号	平成30年2月16日
横田英樹後援会	横 田 英 樹	横 田 英 樹	高砂市阿弥陀町魚橋944-8	平成30年2月27日

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(i) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	異動年月日	
公明党北兵庫総支部	隅 田 雅 春	主たる事務所の所在地	新	篠山市黒岡683	平成30年2月10日
			旧	豊岡市下陰32-11	
		代表者の氏名	新	隅 田 雅 春	
			旧	広 川 善 徳	
自由民主党小代支部	藤 井 昌 彦	主たる事務所の所在地	新	美方郡香美町小代区平野329	平成30年2月19日
			旧	美方郡香美町小代区大谷51	
		代表者の氏名	新	藤 井 昌 彦	
			旧	吉 田 範 明	
自由民主党洲本支部	尾 上 昌 史	代表者の氏名	新	尾 上 昌 史	平成30年2月16日
			旧	福 本 巧	
自由民主党西支部	谷 口 俊 介	主たる事務所の所在地	新	神戸市西区玉津町高津橋597	平成30年2月13日
			旧	神戸市西区王塚台7-105-1 仲町ビル1階	

自由民主党兵庫県 神戸市西区第三支 部	谷 口 俊 介	主たる事務所 の所在地	新	神戸市西区玉津町高津橋597	平成30年2月13日
			旧	神戸市西区王塚台7-105-1 仲町ビル1階	
自由民主党兵庫県 連養父町支部	北 本 健一郎	会計責任者 の氏名	新	西 垣 昭 夫	平成29年3月14日
			旧	中 山 和 夫	
日本維新の会参議 院兵庫県選挙区第 2支部	片 山 大 介	会計責任者 の氏名	新	柴 田 寧	平成30年2月6日
			旧	板 倉 勝 教	

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
あしだ賀津美後援 会	芦 田 賀津美	会計責任者 の氏名	新	達 脇 寛	平成30年2月22日
			旧	南 部 達 夫	
井川弘光後援会	井 川 弘 光	主たる事務所 の所在地	新	神戸市垂水区小東山6丁目7番 地の8	平成30年1月4日
			旧	神戸市垂水区狩口台2丁目1- 8	
岩谷英雄後援会	岩 谷 英 雄	主たる事務所 の所在地	新	姫路市青山北2丁目29-8番地	平成30年1月1日
			旧	姫路市神子岡前3丁目2-8番 地	
上田昌孝後援会	大 浜 重 樹	代表者の氏名	新	大 浜 重 樹	平成30年2月15日
			旧	秋 月 元 治	
輝く加東をつくる 会 (安田正義後援 会)	亀 田 隆 光	主たる事務所 の所在地	新	加東市社3番地	平成30年2月16日
			旧	加東市山国2014番地236	
榎橋美恵子後援会	榎 橋 美恵子	会計責任者 の氏名	新	河 野 早 苗	平成29年4月1日
			旧	妙 本 善 夫	
幸福実現党神戸西 後援会	児 玉 浩 之	会計責任者 の氏名	新	吉 田 洋 子	平成30年2月22日
			旧	森 山 洋 子	
幸福実現党兵庫県 本部	森 本 元 一	代表者の氏名	新	森 本 元 一	平成30年2月25日
			旧	湊 侑 子	
しまづはるか後援 会	塚 原 明 香	代表者の氏名	新	塚 原 明 香	平成29年11月22日
			旧	島 津 明 香	
全国中小企業政治 連盟兵庫支部	稲 岡 豊	主たる事務所 の所在地	新	神戸市中央区多聞通5-1-13 -502 歩10番館	平成30年2月1日
			旧	神戸市兵庫区西多聞通1-3- 30 サンコート神戸	
		会計責任者 の氏名	新	筒 井 美 江	平成29年12月30日
			旧	佃 朋 也	
竹内日出夫後援会	竹 内 日 出 夫	会計責任者 の氏名	新	下 野 数 博	平成30年2月16日
			旧	采 女 日 支 忠	
谷口俊介後援会	平 井 昭 博	主たる事務所 の所在地	新	神戸市西区玉津町高津橋597	平成30年2月13日
			旧	神戸市西区王塚台7-105-1 仲町ビル1階	

チーム三田	中 田 哲	主たる事務所の所在地	新	三田市下深田746—832	平成30年2月5日
			旧	三田市狭間が丘5丁目4—2—203	
デンソーテン労働組合政策活動委員会	田 坂 博 人	政治団体の名称	新	デンソーテン労働組合政策活動委員会	平成30年2月16日
			旧	富士通テン労働組合政策活動委員会	
中尾健一後援会	中 尾 健 一	主たる事務所の所在地	新	尼崎市東園田町6—48—14	平成30年2月16日
			旧	尼崎市東園田町7—6—1—101	
		会計責任者の氏名	新	中 尾 健 一	
			旧	小 倉 文 雄	
仲田一彦後援会	金 鹿 功	主たる事務所の所在地	新	三木市緑が丘町東2丁目5番地の24	平成30年1月31日
			旧	三木市大塚2丁目1—41	
日本行政書士政治連盟兵庫県支部（略称、兵庫県行政書士政治連盟）	村 山 豪 彦	会計責任者の氏名	新	井 上 寿 一	平成29年6月9日
			旧	岸 本 秀 久	
兵庫県鍼灸師会政治連盟	恵 美 公二郎	会計責任者の氏名	新	田 頭 誠 司	平成30年2月18日
			旧	木 田 吉 昭	
ほんつきで三田を元気にする会	中 田 英 一	主たる事務所の所在地	新	三田市下深田746—832	平成30年2月5日
			旧	三田市下相野1534—54	
三木浩一はげます会	白 井 優	代表者の氏名	新	白 井 優	平成30年2月11日
			旧	武 内 純 一	
		会計責任者の氏名	新	武 内 純 一	
			旧	森 田 文 章	
宮城あや後援会	長谷川 洋 子	代表者の氏名	新	長谷川 洋 子	平成30年2月7日
			旧	堂 脇 三 郎	
村岡真夕子後援会	金 鹿 功	主たる事務所の所在地	新	三木市大塚2丁目1番51号	平成30年1月31日
			旧	三木市志染町青山6丁目24—2	

3 政治団体の解散の届出
その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
井坂信彦後援会	井 坂 信 彦	平成29年12月31日
岩谷英雄後援会	岩 谷 英 雄	平成30年2月20日
かみにたに広志後援会	上 谷 廣 志	平成30年2月19日
小池のりお後援会	小 池 のりお	平成30年1月9日
藤本英三後援会	藤 本 英 三	平成29年11月24日
藤原正憲後援会	有 元 米次郎	平成30年2月26日
升田勝義後援会	山 科 忠	平成30年2月25日



兵庫県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定及び届出事項の異動の届出があった。

平成30年4月6日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

1 資金管理団体の指定の届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
小島 義次	神河町議会議員	小島義次後援会	神崎郡神河町寺前140-1	平成30年2月9日
横田 英樹	高砂市議会議員	横田英樹後援会	高砂市阿弥陀町魚橋944-8	平成30年2月26日

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		異動年月日
井川 弘光	井川弘光後援会	主たる事務所の所在地	新	神戸市垂水区小東山6丁目7番地の8	平成30年1月4日
			旧	神戸市垂水区狩口台2丁目1-8	
中尾 健一	中尾健一後援会	主たる事務所の所在地	新	尼崎市東園田町6-48-14	平成30年2月16日
			旧	尼崎市東園田町7-6-1-101	



兵庫県選挙管理委員会告示第30号

平成29年10月22日執行西脇市議会議員選挙の選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決

平成29年10月22日執行の西脇市議会議員選挙の選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

平成30年4月6日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

裁 決 書

審査申立人
西脇市西脇1104番地
レオパレスYYグレース西脇109号
田 中 昭

上記審査申立人（以下「申立人」といいます。）が平成29年12月21日付けで提起した同年10月22日執行西脇市議会議員選挙（以下「本件選挙」といいます。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決します。

主 文

本件選挙における選挙の効力に関する審査の申立てを棄却します。

審査の申立ての趣旨及び理由

申立人は、本件選挙における選挙の効力に関し、平成29年10月31日付けで西脇市選挙管理委員会（以下「市委員会」といいます。）に対して異議の申出をしたところ、市委員会は同年11月29日、この異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」といいます。）をしました。

申立人は、原決定を不服として、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求める審査の申立てを行ったものです。

その審査の申立ての理由を要約すると、次のとおりです。

1 一部集合住宅への選挙公報の未達について

本件選挙において、一部集合住宅に住む選挙人（最大1,300世帯）に対し、選挙公報が未達だったことは、選挙公報の有権者への配布を義務づける公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」といいます。）に違背し、国民の選挙権の平等を含める基本的人権を保障する憲法第14条に違反し、選挙結果に不公正な結果をもたらす可能性がある。

2 公費負担請求額の水増し請求について

市委員会が、ポスター制作費の公費負担請求が必要経費以上の額で行われている事案のみ消しを選挙結果確定前に行ったことは、本件選挙の立候補者の多くがポスター制作費の公費負担請求を必要経費以上の額で行っていた可能性を示唆している。

また、そのようなみ消しを行おうとした理由は、他の候補者の公費負担請求が必要経費以上の額であることを知っていた可能性を示唆しており、市委員会は公正な選挙を担保すべき選挙管理委員会の義務を放棄している。

3 選挙予定期日の変更について

本来は、10月29日に執行される予定であった本件選挙の期日を、立候補予定者に確認することなく安易に変更し、もって一部の立候補者に不利益を与えた。

4 異議の申出に対する市委員会の審理について

異議の申出を審理する市委員会の会議及び会議録があまりにも安易である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを適法なものと認めたのでこれを受理し、市委員会から審査の申立てに対する弁明書及び再弁明書の、申立人から市委員会の弁明に対する反論書及び再反論書の提出を求め、慎重に審理を行いました。その結果は、次のとおりです。

1 選挙無効に係る要件について

選挙の効力に関する争訟において、選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、「選挙の規定に違反」して選挙が行われ、かつ、その規定違反が「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られます。

この「選挙の規定に違反」してとは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）とされています。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。」（昭和29年9月24日最高裁判所判決）とされています。

裁決にあたっては、このような観点から、申立人の主張について本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かについて判断します。

2 一部集合住宅への選挙公報の未達について

申立人は、「本件選挙において、一部集合住宅に住む選挙人（最大1,300世帯）に対し、選挙公報が未達だったことは、選挙公報の有権者への配布を義務づける法に違背し、国民の選挙権の平等を含める基本的人権を保障する憲法第14条に違反し、選挙結果に不公正な結果をもたらす可能性がある。」と主張します。

このことについて、市委員会の弁明書及び再弁明書によれば、集合住宅リストに基づき、集合住宅が数多く存在する地区の町内会長、区長、配布物担当者等を対象に、電話聞き取り又は実態調査等が行われ、その結果、選挙公報が未達の世帯数は約300世帯であったとしています。これは、市委員会の選挙公報の配布は、西脇市広報紙の配布と同様の方法で行われており、西脇市広報紙の配布世帯数が約15,600世帯であるところ、平成29年10月1日現在の住民基本台帳登録世帯数は約16,900世帯あり、この差である約1,300世帯に選挙公報が配布されなかった可能性があるが、この中には、住居を同じくしながらも住民基本台帳上は二世帯となっている世帯が1,000世帯（1,000組）以上が含まれており、その世帯には広報紙が通常1部しか配布されないことを考慮すると、1,000世帯には実質、選挙公報は配布されており、未達の世帯数を約300世帯とする市委員会の調査結果は、妥当なものと認められます。

ところで、本件選挙における選挙公報の配布については、西脇市選挙公報の発行に関する条例（平成17年

10月1日条例第10号。以下「本条例」といいます。)第5条により、「選挙公報は、当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、選挙の期日の前2日までに配布する。」と規定されています。

本条例は、法第172条の2により法第170条の規定に準じることとされていますが、同条では「選挙公報は、」
「当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、」
「配布するものとする。」と規定されており、これは配布しなければならないという意で強行規定と解されています。

したがって、本件選挙においては、選挙公報は選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、すべて配布されなければならないと解するのが相当です。

この点において、前述のとおり、約300世帯に選挙公報の未達があったことは、本条例第5条の規定に違反し、違法というべきものです。

次に、選挙の結果に異動を及ぼすおそれについて検討します。

本件選挙における各候補者の得票数は別表のとおりであり、申立人の得票数は226票と、定数16名に対し16番目の得票数でしたが、当選人となるためには、法第95条第1項の規定により、議員定数をもって有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票（以下「法定得票数」といいます。）である303票が必要であったところ、申立人はこれに77票達していなかったものです。したがって、本件選挙に関し、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあったかどうかは、選挙公報の未達がなかったならば、申立人が法定得票数以上の得票を得る可能性があったかどうか問題となります。

選挙において、選挙人が候補者を選択する基準には多種多様なものがあり、選挙公報もその一つといえますが、「選挙において、個々の選挙人の候補者の選択、投票意思の決定がいなかる要因によって行われるかは、各人各様」（昭和39年12月10日最高裁判所判決）であり、仮に、選挙公報が未達だった世帯に配布されていた場合に、各候補者の得票状況や投票率への影響が具体的に生じるのか断定することはできません。しかしながら、選挙公報の未達世帯が西脇市全体の世帯数約16,900世帯の約1.8%であったことを考慮すると、本件選挙における各候補者の得票状況や投票率が未達世帯の有権者のみ大きく異なる可能性は認めたいと解することが相当です。

そこで、市委員会の再弁明書において選挙公報の未達があったとされる307世帯に選挙公報が配布され、有権者388人のうち西脇市全体の投票率である57.81%の224人の有権者がすべて有効投票を投じたと仮定します。選挙公報の未達世帯の有権者のうち実際に投票した115人を除くと、有効投票の総数は19,472人となり、本件選挙の法定得票数は305票となるため、申立人が当選人となるためにはこれを上回る得票が必要となります。また、本件選挙において、選挙公報の未達世帯の有権者の中には実際に申立人に投票していた可能性はありますが、その数は明らかではありません。このため、申立人への投票が全くなかったと仮定すると、申立人が法定得票数を獲得するためには、本件選挙で獲得した226票とは別に、選挙公報の未達世帯から少なくとも79票を得る必要があります。すなわち選挙公報の未達世帯における投票者数224人中申立人の得票率は35.3%以上が必要となります。

なお、仮に選挙公報の未達世帯の投票率を100%として上記と同様の検討を行うと、未達世帯の投票者数は388人、有効投票の総数は19,636人、法定得票数は307票となり、選挙公報の未達世帯から少なくとも81票を得る必要があります。これは、選挙公報の未達世帯における投票者数388人中、申立人の得票率は20.9%以上が必要となります。

また、様々な前提条件が異なると考えられ、認定しがたい部分はありますが、仮に市委員会の再弁明書の主張にある選挙公報の未達のあった地域の集合住宅における選挙公報到達世帯の投票率である39.14%の投票率で上記と同様の検討を行うと、未達世帯の投票者数は152人、有効投票の総数は19,400人、法定得票数は304票となり、選挙公報の未達世帯から少なくとも78票を得る必要があります。これは、選挙公報の未達世帯における投票者数152人中、申立人の得票率は51.3%以上が必要となります。

一方、別表のとおり、本件選挙における申立人の得票率は1.17%であったこと、また、全候補者中の最多得票者の得票率が21.10%であったことを考慮すると、上記検討のいずれの場合においても申立人が法定得票数以上の得票を得る可能性は認めたいと解することが相当です。

したがって、選挙公報の未達によって、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあると認めることができないため、本件選挙の無効原因とすることはできません。

3 公費負担額請求額の水増し請求について

申立人は、「市委員会は本件選挙の立候補者の多くがポスター制作費の公費負担請求を必要経費以上に行っていることを知りながら、もみ消しを行おうとしており、公正な選挙を担保すべき選挙管理委員会の義務を放棄している」と主張します。

しかしながら、立候補者の多くが公費負担請求を必要経費以上で行っているとの申立人の主張は憶測に過ぎず、また、仮に、その指摘に係る事実があったとしても、別途刑事責任が問題となり得ることは別として、選挙の規定違反に当たると解することはできず、本件選挙を無効とする原因とはならないため、申立人の主張には理由がありません。

4 選挙予定期日の変更について

申立人は、「本来は、10月29日に執行される予定であった本件選挙の期日を、立候補予定者に確認することなく安易に変更し、もって一部の立候補者に不利益を与えた」と主張します。

しかしながら、市委員会の弁明書によると、9月28日の衆議院解散、総選挙の投票日決定を受け、選挙人の利便性及び投票率の向上を図るため、本件選挙の投票日を衆議院議員総選挙と同じ10月22日としたのは事実であります。決定後速やかに本件選挙の立候補予定者及び市民に対する周知を適切に行ったとしており、不利益の事実は把握していないとしています。

そもそも、「選挙の期日が任期満了の日の前日までにあるならば、いつの日を選挙の期日に選定してもよく、この間において選挙の期日を定めることは、選挙管理委員会の自由裁量に属するものである」(大正14年5月30日行政裁判所判決)ことから、本件選挙期日の決定は法の規定に違反するものではありません。

したがって、本件選挙の無効原因とすることはできません。

5 異議の申出に対する市委員会の審理について

申立人は、「異議の申出を審理する市委員会の会議及び会議録があまりにも安易である」と主張します。

しかしながら、市委員会の弁明書によれば、市委員会の会議録は、委員会での異議の申出に対する決定書の議案審議に際し、その内容について事務局から説明し、各委員からの異議なく原案のとおり決定した旨を事実のとおり記録したものであるとしており、そもそも異議の申出に係る審理については、本件選挙の管理執行とは、法令上何ら関連のないものです。

したがって、市委員会の異議の申出に対する審理が、本件選挙を無効とする原因とはならないため、申立人の主張には理由がありません。

以上のとおり申立人の主張からは、いずれも選挙無効の事由に該当する理由は認められなかったことから、申立人の異議申出を棄却した市委員会の決定は妥当であり、当委員会は、法第216条第2項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決します。

なお、選挙公報は、候補者の政見等を選挙人に伝達するための極めて強力な媒体であり、選挙人の各世帯に配布されることからその影響するところも大きいものです。

市委員会には、今後、選挙公報の配布が強行規定と解されている法の趣旨を十分に認識の上、適正に選挙を管理執行するよう強く求めます。

平成30年3月28日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

教示

法第203条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができます。

別表

候補者名	得票数	得票率
東野 敏広	4,086	21.10%
岡崎 義樹	1,813	9.36%
村井 正信	1,723.394	8.90%
村井 公平	1,474.605	7.62%
村岡 栄紀	1,320	6.82%
寺北 建樹	1,120	5.78%
浅田 康子	1,068	5.52%

林 晴信	964	4.98%
吉井 敏恭	940	4.85%
中川 正則	835	4.31%
高瀬 洋	760	3.93%
岩崎 貞典	730	3.77%
古西 由子	700	3.62%
近藤 文博	576	2.97%
坂部 武美	516	2.66%
田中 昭	226	1.17%
藤原 桂造	223	1.15%
前田 高志	165	0.85%
山尾 公三	123	0.64%
計	19,362.999	100.00%